

盛岡市監査委員告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 29 年 8 月 28 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 5 月 30 日付け 29 盛監第 12 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 総務部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛 危 第 508 号
平成 29 年 8 月 23 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 5 月 30 日付け 29 盛監第 12 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 総務部危機管理防災課消防対策室）
補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 補助金交付要領が定められていないもの
 - (2) 全額前金払いした補助金の清算及び履行確認が行われていないもの
 - (3) 全額前金払いした補助金の履行確認において、検査調書の作成が行われていないもの
- 2 措置の状況
 - (1) 措置の内容
 - ア 指摘事項（1）について
平成29年6月30日付けで補助金交付要領を作成したほか、職場研修を実施し、補助金の交付に係る事務処理の方法について周知徹底した。
 - イ 指摘事項（2）について
平成29年4月20日に関係書類を徴し精算措置を行ったほか、職場研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。
 - ウ 指摘事項（3）について
補助金の交付に当たり、全額前金払いした補助金についても検査調書を作成することとし、適正な事務を執行するよう、職場研修で周知徹底した。
 - (2) 原因及び再発防止策の内容
 - ア 指摘事項（1）について

原因は、室員の認識不足により交付要領を定めず契約行為のみで、補助金を支出していたことによるものである。

今後は、新たに定めた交付要領及び補助金交付契約書に基づいた適正な事務処理を行い再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）について

原因は、県の助成事業を活用した補助金であることから、県への実績報告書のみを作成し、市としての精算及び履行確認を行っていなかったことによるものである。

今後は、県への実績報告書の作成に併せ精算及び履行確認を実施し再発防止に努める。

ウ 指摘事項（３）について

原因は、精算書の内容確認をもって検査を完了しているものと誤認していたことによるものである。

今後は、盛岡市財務規則に基づき検査調書を作成するとともに、決裁経由者のチェックを確実にを行うよう事務を進めることで、再発防止に努める。